

特定都市河川雨水貯留浸透施設整備費補助

1 制度創設の背景

- 令和元年東日本台風により浸水被害を受けた**休泊川等**を**R5.12に特定都市河川に指定**
- 指定に伴い、「2」のとおり、開発行為に対して**対策を義務付け**て雨水流出を抑制し、水害リスクの軽減を図る

2 特定都市河川流域における規制概要

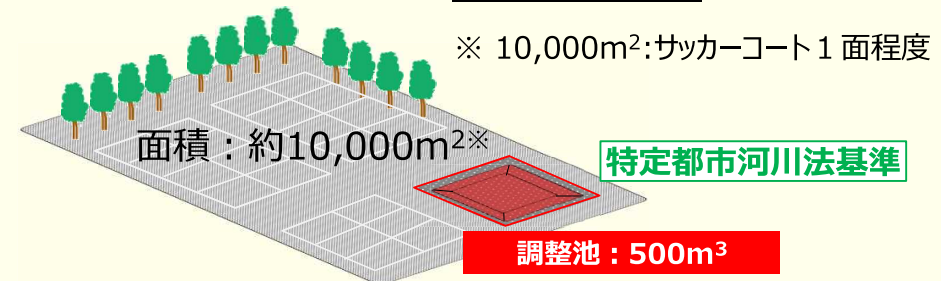
- 雨水の浸透を阻害する**1,000㎡以上**の開発行為は**許可及び対策施設の設置対策が必要**
- 土地からの雨水流出を増加させる**全ての開発行為が対象**
(駐車場や太陽光パネル設置も新たに対象)
- 従来から建築物を伴う開発行為には調整池の設置等の対策が必要な場合があった
(都市計画法による開発許可)

3 制度の概要

①対象地域	太田市・千代田町・大泉町の 休泊川等特定都市河川流域内
②補助対象者	民間または民間事業者
③対象施設	500㎡以上の調整池等の雨水貯留浸透施設
④補助率	2/3 内訳 国1/3 地方公共団体1/3 (県1/6、市町村1/6)
⑤1施設あたりの補助上限額	1,000万円(国500万円、県250万円、市町村250万円)
⑥補助金窓口	太田市・千代田町・大泉町
⑦補助期間	3年間(R7～R9)

対象となる雨水貯留浸透施設の例

- ① 駐車場整備や太陽光パネル設置は**新たに対策が必要**



- ② 都市計画法の基準より、**大きい施設が必要な場合**

